

議会議案第9号

観光厚生常任委員会の視察に業者が同席をした事実関係解
明に関する調査特別委員会の設置について

観光厚生常任委員会の視察に業者が同席をした事実について、議会と
して特別委員会を設置し、必要な調査をこれに付託したい。

よって、ここに議案として提出する。

令和2年（2020年）3月25日提出

提出者 鎌倉市議会議会運営委員長

中 村 聡一郎

記

1 名 称

観光厚生常任委員会の視察に業者が同席をした事実関係解明に関する調査特別委員会

2 付議事件

- (1) 観光厚生常任委員会の視察先に来た業者が、行政視察の詳細な日程を知ることになった経過について
- (2) 鎌倉市の業者が観光厚生常任委員会の視察先に来た理由について

3 委員の定数

8名

4 その他

- (1) 本特別委員会は、地方自治法第109条第1項及び鎌倉市議会委員会条例第3条の規定により設置する。
- (2) 本特別委員会の設置期間は、その目的を達するまでとし、閉会中も審査することができる。